

愛媛県二次救急精神科医療支援情報センター委託業務仕様書

1 委託対象業務

「愛媛県二次救急精神科医療支援情報センター業務」

ア 対象者

二次救急医療機関からの精神科医療相談の希望者

イ 実施時間

<平日夜間>

22時から翌日の午前9時までの間

<休日>

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日の17時から翌日の午前9時までの間

ウ 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

エ 業務内容

実施時間中、二次救急医療機関からの精神科医療電話相談を受け付けるほか、必要に応じて当番となる精神科医療機関を案内するものとする。

オ 相談件数

本業務における相談件数の想定は30件程度（過去の実績による）。

2 業務の実施方法等について

(1) 相談実施要件

ア 電話相談員

本業務に対応する相談員（看護師等）として、相談日1日につき、必要な人員を確保するものとする。

イ 実施体制

電話相談に適切に対応できるよう、休日、夜間において、必要な人員を必要な人数、配備するものとする。

(2) 実施方法

ア 二次救急医療機関からの相談対応

受託業者は、別に定める「二次救急精神科医療支援情報センター業務マニュアル」に基づき、二次救急医療機関からの電話相談に応じるとともに、必要に応じて当番病院へつなぐものとする

イ 相談内容の記録

受託業者は、所定の様式に基づき二次救急医療機関からの相談内容を記録するものとする。

(3) 業務実績報告

ア 月例報告書

受託業者は、毎月の相談実績等について「二次救急精神科医療支援情報センタ

一業務月例報告書」(様式第1号)にとりまとめ「二次救急精神科医療支援情報センター相談受付票」(様式第2号)を添えて、翌月15日までに県に郵送または電子データで報告するものとする。

なお、当該報告書等の様式については、県と受託業者が協議のうえ、随時、改定できるものとする。

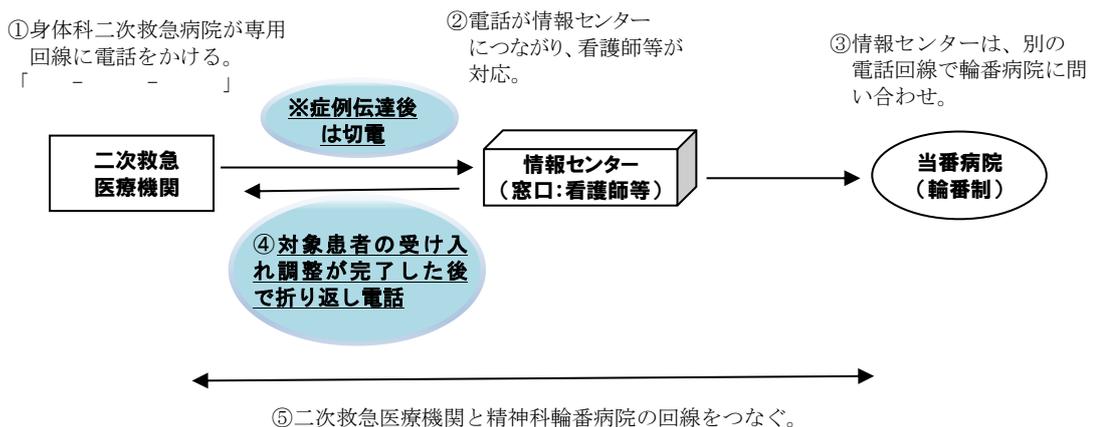
イ 実績報告書

受託業者は、委託業務期間終了後、「委託業務実績報告書」(様式第3号)を県に提出するものとする。

(4) システム要件(下図参照)

- ・ 二次救急医療機関が二次救急精神科医療支援情報センター(以下、「情報センター」と略)()に電話をかけ、情報センターは当番病院に電話し、患者を受け入れることとなった場合は両者をつなぐ。
- ・ システムの通信テストは県と共同で行うものとする。

情報センター事業イメージ図 (R3.6改訂)



(5) 個人情報保護

対象者のプライバシー保護に努め、相談記録等の情報管理に十分配慮すること。